

広島県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定により、次の選挙について開票区を設ける。

平成二十年十月九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

一 開票区を設ける選挙

東広島市において、衆議院（小選挙区選出）議員選挙と同時に執行される、広島県議会議員及び東広島市議会議員の選挙

二 開票区

市町名	開票区名	区 域
東広島市	東広島市東 広島開票区	西条一投票区、西条二投票区、西条三投票区、西条四投票区、 西条五投票区、西条六投票区、西条七投票区、西条八投票区、 西条九投票区、西条一〇投票区、西条一一投票区、西条一二 投票区、西条一三投票区、西条一四投票区、西条一五投票区、 西条一六投票区、八本松一投票区、八本松二投票区、八本松 三投票区、八本松四投票区、八本松五投票区、八本松六投票 区、八本松七投票区、八本松八投票区、八本松九投票区、志 和一投票区、志和二投票区、志和三投票区、志和四投票区、 志和五投票区、志和六投票区、志和七投票区、高屋一投票区、 高屋二投票区、高屋三投票区、高屋四投票区、高屋五投票区、 高屋六投票区、高屋七投票区、黒瀬一投票区、黒瀬二投票区、 黒瀬三投票区、黒瀬四投票区、黒瀬五投票区、黒瀬六投票区、 黒瀬七投票区、黒瀬八投票区、黒瀬九投票区、黒瀬一〇投票 区、黒瀬一一投票区、黒瀬一二投票区、黒瀬一三投票区、黒 瀬一四投票区、福富一投票区、福富二投票区、福富三投票区、 豊栄一投票区、豊栄二投票区、豊栄三投票区、豊栄四投票区、 豊栄五投票区、豊栄六投票区、河内一投票区、河内二投票区、 河内三投票区、河内四投票区、河内五投票区、河内六投票区、 河内七投票区 安芸津一投票区、安芸津二投票区、安芸津三投票区、安芸津 四投票区、安芸津五投票区、安芸津六投票区、安芸津七投票 区、安芸津八投票区、安芸津九投票区、安芸津一〇投票区、 安芸津一一投票区、安芸津一二投票区
	東広島市安 芸津開票区	